

西光院勸進帳

(表紙) 別当大藏坊

勸進帳

盖聞当山鎮守五社權現社、百間領之惣社也、当初仁王四十四代元正帝之御宇養老年中、釈行基行脚諸国嚴淨仏閣兼草創神社皆是利物之方便也、漸到着此地日既及黄昏、途方不安定、忽現五翁、侘(託力)基曰、吾等成劫以來遊化自界他方、常護持仏法、或隱深山海底形、或写市中民家影、永正利罰者也、故為靈地而無所不致、就中当地來影幾億也、抑此方百間之所者、天神七代伊弉諾伊弉册之尊、当国現起之濫觴也、故地氣潔白而不生於五辛、木竹森々而無曲節、池水澄々而去濁氣、諸仏影向六時靈神再会所夜、乾坤無双之靈場也、以属基公吾等告熊野三山之翁近州日吉之主白山之嶽老也、告竟飛行虚空乘白雲、而去、菩薩感悅驚動自脱括沓杳形嶋、其迹也、礼空中再拜、不終旬日、当国之官領兼帶陸領到阿部仲丸之館訴侘(託力)宣之首尾、請精舎創建之地、領不默神慮感其師德行而頓諾、遣目代両党鈴木党島村党築方百間豊地百間山也為当社敷地、潔齊縱横五町為伽藍之境内神外木為二方器、今之寺村是也寺社之建立成季年、金堂廻廊磨玉珠、本社拝殿鏤金銀、菩薩感嘆幾許也、則獻奏書乞精舎之領地神龜元年、聖主聖武天皇勅許速也、仲丸蒙宣旨納近里五百戸地、百間領五千石是也永為寺社之供領也、從然以來仏所往詣之諸徒群集郷裏神前參籠之數輩紛然薨屋、三尊弥陀三尊之威光照無數、五社熊野三社之靈驗新方器也、如是感靈瑞兼慕古臣両党鈴木島村之忠儀仲丸之長子阿部之精明移常陸之旧宅館当地之猫寫也、猶正主從之堅約宮鈴木寫郷之宅地云云豈是不有領内豊饒之惣社耶、已上写旧記已、嗚呼不詳也、元弘以來乱世強氣而被貧寺社之領地、神殿仏閣次第退転、所殘九牛之毛已、故境内之男女忘為靈神、遠所之道俗非知為惣社事坎、參詣之輩甚希有也、故拝殿玉墻既二大破、祭礼若当雨天者軒涪汗御供、壁風損御弊、院主患之別当所得止事耶、新雖企建立力乏而無文□之貯、故糺古來氏子之由緒、乞領内貴賤之助力、更不論多少、有深信施入之徒者、積善之余慶不招來、光非天災不防除、而云仍勸進之意趣如件

元禄十二(一六九九年)己卯旻天日

右者旧縁起ニ勸進之詞加貴賤之道俗進者也

建立之願主本寺西光院住職廿三年宗彬法印 教辺房

宗彬弟子別当 大藏坊之住

秀応

「そもそも聞くとところによると、当山の鎮守五社權現社は百間領の総社であるという。人皇四十四代元正帝の御世である養老年中に行基菩薩

が諸国行脚して（各地に）寺院を建立し併せて神社を建てられたのは、皆、利物の方便である。

（行基菩薩が）ようやくこの（百間の）地に到着した時には、時刻は黄昏で、行く道も定かではない。するとそこにたちまち五翁が現われ、行基菩薩に告げて言うには

『我らはこの世ができてから、化してこの世とあの世を行き来し、常に佛法を護持してきた。ある時は、深山海底に隠れ、ある時は市中の民家の影にひそんで、永く利罰を正すものである。そこで、この地を靈地として、至らないところはなく、なかでも、この地には限りなくやって来ている。』

そもそも此の百間の地は、天神七代「イザナギ」「イザナミ」の尊がこの国を始められた地であるから、地気は潔白で五種類の辛い野菜も無く、木や竹も生い茂って曲がったり節のあるものはなく、池の水は澄みきって濁りがない。（五辛＝葵・藿・葱・韭・薤）

諸佛は常に姿を現し、夜昼無く（この地で）出合う。天地の間で、比べるもの無い靈場である。そこで、基公に頼む。我ら熊野三山の翁に告げる。近い地（州）の日吉の主・白山の巖老である。』

告げ終わると、翁は空を飛び、白雲に乗って去って行った。

行基菩薩は、驚き喜んで、自らの靴を脱ぎ捨て、（杢形嶋は其の迹である）去った空中を再拝した。

十日経たぬうちに、當国の官領（兼帯陸領）阿部仲丸の館に行き、託宜の一部始終を伝え、精舎を建立する土地を求めた。官領は神慮をなかがしるにせず、行基の德行に感銘を受け、即座に承諾した。

使者を鈴木黨・寫村黨に遣わし、百間四方の豊地を区切り、當社の敷地とし、縦横五町を清め、伽藍の境内とした。

寺社の建立は一年で成った。金堂の回廊は玉をちりばめ、本社の手殿は金銀で飾った。菩薩の感嘆はいかばかりであったろう。そして（さらに）、文をしたため、寺の領地を求めた。神龜元年、聖武天皇の勅許は速やかに下った。仲丸は宜旨を受けて、近里五百戸の地を奉納し（百間領五千石がこれである）永く寺社の供領とした。それ以来、人々は佛所に 群れ集まり、神前に参籠する人々は群れ、建物立ち並んだ。彌陀三尊の威光は隅なく照し、両黨（鈴木・寫村）の忠義を慕った。

仲丸の長子阿部の精明は常陸にあった旧宅をこの地に移し、猫島を館とした。そして主従の固い約束を正して、鈴木・寫郷の宅地を営んだ。どうして（この社が）領内の豊饒の総社でないことがあるだろうか。（いや、ない）

（以上、舊記を寫すのみ）

（ところが）ああ不詳なことに、元弘以来、亂世の気風のなか、寺社の領地はしだいにむさぼられ、神殿・仏閣も次第に衰えすたれ、今残す

ところは、九牛の一毛ほどである。

そこで、境内の（近くの）男女もこの社が靈地であることを忘れ、遠方の人々や僧侶も総社であることを知らない。参詣する人もめつたにな
い。そこで、拝殿の玉墻も既に大破し、祭礼が雨天に当たったりすると、供物が雨に濡れ、壁の隙間風に御幣は破れている。院主はこれを患
つても、別当所としても、いかんともできない。新たに建立を企てるといっても、力乏しく、金銭の蓄えも無い。そこで、古来の氏子の由緒
を調べ、領内のさまざまの人々の助力を求め、額の多少は問題ではない。信心深く、寄進の志ある者には、積善の余慶が招かなくとも訪れ
るであろう。「光非天災不防除 而云」勸進の主旨は以上のようなものである。

元禄十二 巳卯 旻天日（秋空）

右は舊縁起に勸進の詞を貴賤の道俗に加え進めるものである。

建立の願主本寺西光院住職廿三年

宗彬法印 教邊房

宗彬弟子別當 大蔵坊の住

秀應